

令和4年3月23日

職員の懲戒処分について

標記について、下記のとおり懲戒処分等を行いましたので、柏原市懲戒処分の公表指針に基づき公表いたします。

1 処分を受けた職員

	所属・補職	性別	年齢	処分内容
①	政策推進部人事課主幹 (事案発生当時：福祉こども部福祉総務課保護係長)	男	40歳	停職6月
②	福祉こども部福祉総務課保護係主任	男	34歳	停職1月
③	福祉こども部福祉総務課保護係主務	女	31歳	減給10分の1 1月
④	福祉こども部福祉総務課長	男	51歳	戒告

2 処分日

令和4年3月23日

3 処分理由

- ①～③地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
(法令等違反及び全体の奉仕者たるにふさわしくない非行)
同法第33条(信用失墜行為の禁止)に該当
- ④ 地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号
(法令等違反及び職務義務違反)
同法第33条(信用失墜行為の禁止)に該当

4 事案の概要

政策推進部人事課主幹である職員①が、福祉総務課保護係長であった令和2年12月から令和3年8月までの期間において、生活保護受給者が亡くなった際に発生した遺留金及び所在不明者の預り金並びに葬祭扶助費のうち納骨料相当の返金分(以下「遺留金等」という。)の一部(388,673円)を、遺族の有無の調査や弁済供託等の適正な手続きを行うことなく、生活困窮者に配布するためや業務上使用するための備品等の購入(257,366円)並びに生活保護法第63条による返還金に充当(131,307円)した。また、職員②に対して当該返還金にかかる虚偽の公文書の作成の指示や、職員③に対して遺留金等の一部を業務上使用するための備品等の購入への使用の容認等一連の非違行為を主導した。

職員②は、職員①の指示に従い、遺族等から納付されていないことを認識しながら、虚偽の当該債権の補填にかかる公文書を作成した。

職員③は、職員①に従い、不適正な処理であることを認識しながら、生活困窮者に配布するための物品及び業務上使用するための備品等の購入並びに生活保護法第63条による返還金のために遺留金等を支出した。

なお、遺留金等の私的流用はなく、被害額は全額弁済されている。

5 管理監督者の処分

上記事案に関して、適正な管理監督ができていなかったとして、職員④を戒告とした。また、管理監督が不十分であったとして福祉こども部長及び前任の福祉総務課長を、同日付で訓告とした。

6 再発防止について

生活保護に係る遺留金等の適正管理に対する職員の意識を正し、入出金簿による管理や歳計外収入の処理をするなど所属長を含め福祉総務課に所属する複数の管理職で行うことでチェック体制を強化する。

また、全職員に対しても、現金等の管理体制の再点検を指示するとともに、公金等に対する意識を再度徹底するよう周知した。

7 市長のコメント

遺留金等の不適切な管理により、遺族をはじめ関係者の皆様には大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。また、複数の市職員が関与して行われていたことは、全体の奉仕者としての公務員としてあってはならないことであり、行政に対する市民の皆様の信頼を大きく失墜させてしまったことにつきまして、重ねてお詫び申し上げます。

今後は、再発防止策を徹底し、二度とこのようなことが起こることのないよう信頼回復に向けて取り組んでまいります。

【問合せ先】

柏原市福祉こども部福祉総務課

TEL : 072-972-1507